

目 次

第5回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第5回大宜味村議会臨時会会議録（5月21日）	3

第5回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和62年5月21日

会期1日間

閉会 昭和62年5月21日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
5月21日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 承認第1号、議案第34号～議案第37号 議案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和62年5月21日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和62年5月21日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年5月21日 午後5時45分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	企画財政課長	前田 孝平 君
助役	古我知 清 君	住民課長	前田 勇夫 君
総務課長	稲福 幸三 君	厚生課長	稲福 吉昭 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	高江洲 修 君	係長	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4号 議案第34号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例

日程第5号 議案第35号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

日程第6号 議案第36号 大宜味村表彰条例

日程第7号 議案第37号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和62年第5回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において13番平良森雄君、1番宮城功光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時14分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番入場。（午前10時14分）

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第1号から日程第7 議案第37号までを一括議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 承認第1号、地方税法の一部を改正する法律が昭和62年4月1日から施行されることに伴い、本村税条例の一部を改正し同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日別紙のとおり専決処分したので、これを報告して承認を求めます、内容につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第34号、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律の施行に伴い、大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正したいと思えます。説

明員から十分説明いたさせますので、ご審議のほどお願いいたします。

議案第35号、保育所に特別職の職員で非常勤の保育所嘱託医を置くのに伴い、条例改正の必要がありまして提案いたしております。

議案第36号、村の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって功勞の顕著な団体又は個人を表彰し、もって村の自治の振興を図りたいということで遅ればせながらでございますが提案いたしている次第であります。内容につきましては説明員からいたさせます。

議案第37号、予算総額に変わりはなく、総務費に631千円、民生費に100千円追加いたしまして、財源は予備費から731千円充当いたしております。内容につきましては説明員から説明がありますので、ご審議の上議決を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時21分）

再 開（午後3時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより承認第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第34号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 4番（山川正行君） 説明の中では第5条1号の昼間というものの処理について7号で対応できるということでありましたが、もう一度具体的に説明願います。

○ 厚生課長（稲福吉昭君） 夜間勤務者の場合は7号の村長が認める前各号に類する状態にあること、ということで適用していくということです。

○ 4番（山川正行君） この条文からすると昼間と限定されているんですね。そうすると夜間勤務して昼間睡眠をとるとして7号を適用した場合、この条例に抵触しないですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時44分）

再 開（午後4時05分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 今のご質疑は法律的な中味を持っているということで時間をとって検討したわけですが、通常の状態をとらえていると、ですから保護者にとっても子女を育成するという義務もありますし、それでもなおかつ労働に服さなければならないということ

で親が扶助できない状態が生じた場合には児童福祉法に基づいて保育所を設置するというところでございますので特に夜間に勤務されて昼間睡眠とか休養をとらなければいかんというケースは出て来ると思います。そういうのは特例というらえ方をしまして、実情を十分加味して調査をして類するものであれば入所として取り扱おうと、従いまして法律的には触れないと考えております。

○ 4番（山川正行君） そうしますと、5条の反対の保護者の子弟を保育できるというご見解ですか。7号によって。

○ 村長（新城繁正君） これは特例だと思いますが現にあります。本筋は6号までなんです、7号はそういう範中に入らない救済措置をしなければならないケースが出て来た場合には村長としては同じように措置しようという考え方です。

○ 4番（山川正行君） そうするとこの7号は村長が認める前各号に類する状態にあることとありますね。夜間勤務して昼間は家に居るわけですよ。昼間という条文が入っても類することになるんですか。全く反対のことなんです。何故、昼間というのがあるかということなんです。類するということは似たようなことなんでしょう。反対のことをこの7号でできますか。

○ 村長（新城繁正君） 通常は勤務は昼だというのが考え方は観念ですよ。ところが時間制があって夜勤務しなければいかん場合もあると思います。そういうことは予想されますし、現にいらっしゃるかも知れません。一般的にはこの特例というのは地域によって違いますのでそういう意味で7号は裁量ということで、こういう方が出た場合には法の趣旨にもとらんようにしなさいと、こういうことを我々としては考えているわけです。ですから矛盾はしないと思います。

○ 4番（山川正行君） そうしますとこの条文から昼間を抜いた場合に措置費に影響するんだと説明されておりましたが、そうすると村長が今言うところの1号に該当しない子供達は7号で救済した場合に措置費との関係はどうなりますか。

○ 村長（新城繁正君） 児童を措置する時間は昼間ですから別にそれは構わないと思いますよ。保護者が仕事を昼するか夜するかですから、児童が完全に保護されるわけですから措置としては当然出て来ると思います。

○ 4番（山川正行君） そうすると昼間というのを取っても差し支えないということなんです。7号でそういう措置できるということなんです、措置基準取扱要領のどれにそういう場合は該当しますか。

○ 村長（新城繁正君） お答えが難しい質問いただきましたけど、この条例はごく一般的な話をしているわけですし、例えば7時から9時までとか終夜という方もいらっしゃると思

います。ですから労働時間に応じて休養すると、村長としての裁量でございますのでこういう方々について勤務時間に応ずる休養時間は昼であっても夜であっても措置基準に準用したいと考えています。

○ 4番（山川正行君） ですからこれのどこに該当するかと聞いているいるんですよ。

○ 村長（新城繁正君） だからいろいろあると思います。夜勤だけという方は常勤ということになるでしょうし、臨時にやる方々であっても勤務時間がいろいろあると思いますが、これは実情を調べまして保育しなければいかんという判断が出て来れば措置していきたいと思います。いずれにいたしましてもこのケースのどちらかに入ってくると思います。

○ 4番（山川正行君） そういうことなら昼間というのを削るのもやぶさかでないでしょう。昼間ということに固執するというのは何かあるということなんですよ。措置基準に影響するから昼間ということを置かなければならんということならば、当然これに適合しないものは影響があるでしょう。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） これまでの議案につきましても準則となっているということで、県もそのように指導しているわけです。おっしゃるように7号でやるなら要らないのではないかというご指摘も当然出て来るとは思います。夜間というのは特例でありますから、この特例を救うのが7号と考えていただければと思います。

○ 4番（山川正行君） この昼間という字句を削ると措置費に影響するという事で削らない、ところが陳情あたりからするとこの昼間を抜いてくれと、そして抜いた自治体も沢山あるわけです。村長はこれを削る考えはないんですか。

○ 村長（新城繁正君） 私としては削る考えは持っていません。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 3番（松島重克君） 今までのやりとりを聞いておりました。当局の答弁が納得しにくいわけです。先程から問題になっております1号ですが、夜間勤務をしている主人が昼間は寝ると、その時に事務的な処置として該当するのかもしれないのか伺います。

○ 厚生課長（稲福吉昭君） 片方が勤務して片方がしてなければ入らないと思います。

○ 3番（松島重克君） 今の解釈が妥当な解釈だと思いますね。そこでできないものを救済するという事で7号というものが出来て来るわけですが、類するというものがあるのでじゃまになっているわけですね。村長が認めるものとあれば確かに村長の裁量でできるだろうと思います。しかし、類するということが入っているために果たして村長の裁量でできるか疑問を持っているわけです。そうしますと各号に類しているとはどの号に該当しているわけですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに明確にはなっておりませんので運用についてはキーポイント

トだと思いますが、これはいずれも該当はあると思います。

○ 3番（松島重克君） 今の答弁は答弁らしからぬ答弁ですよ。これは前定例会に2回も撤回された内容を持っている議案でしょう。その時点から問題点はこれだということはお分かりであったと思うんですがね。現時点ではっきりしないあやふやな条例であれば大変ですよ。今明確にならないものが将来明確になるということはありませんよ。ですからどれに該当するかということを知っているんですよ。

○ 村長（新城繁正君） 7号の類するということは文字どおり1号から6号まで場合によってはそういう判断をしなければいけない状態が起るといふふうに私は理解をするわけです。

○ 3番（松島重克君） 夜勤を常勤とする母親、昼間働いている父親の場合にどれに該当するかと知っているんですよ。全部というのは無責任ですよ。県への申請はどれに類するかということで出すはずですから、どれに該当するかお答えいただきたいわけですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時38分）

再 開（午後4時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

6時までの会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6時まで会議時間を延長することに決しました。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後5時26分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○ 厚生課長（稲福吉昭君） 先程も答弁しましたように6号までには該当しません。7号でケースバイケースで対処なさいと県に問い合わせたらそうなっています。

○ 3番（松島重克君） 1号から6号までは該当するものはないだろうというのが通常の考え方なんです。ですからあなた方が考えていることとこの条例とは合わないということなんです。ケースバイケースということですが、じゃあケースバイケースはこの条例のどこに

該当するかと言ったらないでしょう。7号に明記されているわけですからケースバイケースということはあり得ない。この条例ですと主人が昼間勤務して母親が夜間勤務する場合は該当しないということは明確なんですよ。条例というものは通常概念を持って解釈していただかなければだめですよ。だから7号では救済できないわけです。ところでこれからは多岐多様の社会状況でありますので夜間勤務する方も出て来ると思います。だからそういう人達を救済するためにはそれなりの考えが必要であるわけです。先程から聞いておりますと村長は救済したいようであります。それは結構であります但那なりの方法を講じないとできないわけです。そういうお気持ちがあるならばやる方法はあるわけですね。ここに保育所入所措置条例準則というのが執行部から出された資料があるわけですが、6号の次に地域の実情に応じて、必要があれば前各号に類する事項を規定するとあるわけですね。だから村長がそういうお気持ちであればこれを念頭に入れて条例を作られたら村長の考え方を表わすことができるのではないかと思うわけです。どうでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） この点について不勉強で大変申し訳ないと思っておりますが、ご指摘のように準則にそういうことがございます。規則等でそういうことについて検討してみたいと思います。

○ 3番（松島重克君） 条例につきましては県の姿勢も出ていますのでいかんともしがたいわけです。村長がそういうお気持ちであるならば、今すぐここでというわけにはいかないとは思いますが、将来、実情に合った手直しが必要でないかと思っておりますが、規則のことをおっしゃっておられますが条例の手直しがなければ規則というのはどうかと感じるわけです。

それと準則は動かせないということでしたが、地域の特殊性を生ずるのは可能であると思っております。又、当局は現在やっておられるでしょう。準則基準に全く基づいてということではないですね。保育料徴収基準は村独自のものを打ち出されているんだからね。やはり実情に合った村民の望む条例を近い将来見直す必要があると思っておりますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 県との調整も十分やっているわけですが、類するとかになりますと実際の場合に当たっていくと困ることがあると思っておりますが、今回は一応走らせておきまして、今後運用の面で不公平がないように十分検討しながら、必要に応じましてご審議願いたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております承認第1号から議案第37号までについては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から議案第37号までについては委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後5時40分)

再 開 (午後5時41分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより承認第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

これより議案第34号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 大宜味村保育所設置及び管理条例の全部を改正する条例について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第35号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 大宜味村表彰条例について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

よって、これにて昭和62年第5回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後5時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (13番) 平 良 森 雄

署名議員 (1 番) 宮 城 功 光